

平成30年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成31年2月

京 都 市



平成31年2月  
京 都 市

平成30年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から提出された「平成30年度公共事業の評価に関する意見書」を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 全体について

再評価の対象となった14事業のうち13事業の対応方針は、別紙1のとおり「事業継続」とし、引き続き事業の進捗を図る。また、「事業休止」とした1事業については、条件が整い次第事業を再開できるよう、関係機関協議は継続する。

事後評価の対象となった2事業の対応方針は、別紙2のとおり今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要とする。

また、より良い公共事業を推進するため、事業を進めるうえで実施した、市民協働の取組や環境・景観面での工夫などについて、これまで以上に積極的な情報発信を行う。

### 2 個別事業について

#### <再評価>

#### (1) 街路事業 大津宇治線

本事業は、桃山石田線と連携した拡幅整備を行うことにより、宇治方面からの交通流入を処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により安全で快適な道路空間の確保を図るものである。

事業区間は、教育委員会、土木事務所及び警察署により構成される通学路安全推進部会において、交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられているとともに、名神高速道路付近から伏見区石田の合場川付近までの完成済区間とつながることにより交通流の円滑化が図られることから、更なる事業進捗を図る。

## (2) 街路事業 桃山石田線

本事業は、大津宇治線と連携した拡幅整備を行うことにより、外環状線等の幹線道路へ宇治方面からの交通流入を処理し、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により安全で快適な道路空間の確保を図るものである。

事業区間は、教育委員会、土木事務所及び警察署により構成される通学路安全推進部会において、交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられているとともに、御陵六地蔵線から外環状線までの完成済区間とつながることにより交通流の円滑化が図られることから、更なる事業進捗を図る。

## (3) 道路事業 宮前橋改築

本事業は、国土交通省が一級河川桂川の大下津地区で実施している引堤事業により、延伸が必要となる宮前橋について、耐震性能向上及び歩道拡幅等の改築をあわせて実施するものである。

引堤事業とともに、市民のいのちと暮らしを守るために必要な事業であることから、更なる事業進捗を図る。

## (4) 河川事業 白川

本事業は、白川本川を改修するとともに、地下分水路を整備することで、地域の治水安全度の向上を図るものである。

今出川分水路が完成した平成20年度以降は、浸水被害が発生しておらず、事業効果がみられる。

一方、白川の放流先である鴨川では、管理者である京都府による下流部の改修が進められているところであり、当面は放流先への負担を増加させる更なる改修を進めることが困難な状況である。

本事業は災害に強いまちづくりを進めるために必要な事業であり、今後も京都府との協議は継続するが、条件が整うまでの間、本事業は休止する。

#### (5) 河川事業 西羽東師川支川

本事業は、近年の急速な市街化の進行により、流域の雨水流出量が増加傾向にある西羽東師川支川を改修し、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川流域の上流部において、浸水被害が頻繁に発生している状況であることから、更なる事業進捗を図る。

#### (6) 土地区画整備事業 伏見西部第三地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、油小路通をはじめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

これまでの取組により、油小路通等の都市計画道路はすべて完成し、仮換地指定率が97.9%、道路整備延長率も91.0%に達する等、事業の最終段階に差し掛かっている。

また、宅地化率が82.7%に進捗し、土地利用が進むなど事業効果が発現していることから、更なる事業進捗を図る。

#### (7) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、外環状線をはじめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

これまでの取組により、京都守口線東側区域においては、約90%の道路整備が完了している。

また、地区全体の宅地化率も75.7%まで進捗し、土地利用も進んでいることから、今後も横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向け、更なる事業進捗を図る。

#### (8) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

#### (9) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

両事業は、地区内の不良住宅の除却、改良住宅等の建設、道路や公園等の整

備を行うことにより、住環境の改善を図るものである。

これまでの取組により、崇仁北部第三地区については、不良住宅が密集する状況をほぼ解消され、改良住宅の建設も完了し、事業は最終段階を迎えている。

崇仁北部第四地区については、多くの不良住宅が残るものの、平成27年度に竣工した同地区最後の改良住宅への入居により事業の進捗が見込める状況である。

以上の理由のほか、京都市立芸術大学の移転と京都駅近くという立地条件の良さから、「文化芸術」や「若者」を新たな基軸とした地域活性化や様々な人が心豊かに住み続けられるまちづくりに向け、土地区画整理事業との合併施行の推進により、更なる事業進捗を図る。

#### **(10) 下水道事業 下水高度処理施設整備事業**

本事業は、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に基づき、閉鎖性水域である大阪湾における、富栄養化による水質悪化の改善を図るため、既存の処理施設の改築更新に併せて計画的に高度処理化を推進するものである。

今後も引き続き、更なる事業進捗を図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

#### **(11) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区**

#### **(12) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 伏見処理区**

両事業は、降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に処理ができるよう貯留幹線や滞水池の整備などを行うことにより、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減して水環境の改善を図るものである。

今後も引き続き、更なる事業進捗を図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

#### **(13) 下水道事業 浸水対策事業 新川排水区**

本事業は、一級河川新川流域において、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として新川改修事業の進捗に合わせ、排水路の改修や雨水幹線、雨水調整池を整備するものである。

今後も引き続き、関連事業と連携をとりながら更なる事業進捗を図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

#### (14) 下水道事業 浸水対策事業 西羽束師川第2排水区

本事業は、一級河川西羽束師川流域において、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として西羽束師川改修事業の進捗に合わせ、排水路の改修や新設を進めるものである。

今後も引き続き、関連事業と連携をとりながら更なる事業進捗を図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

### <事後評価>

#### (1) 街路事業 西小路通

本事業は、四条通・三条通・御池通・丸太町通の東西主要幹線道路を結ぶ幹線道路として、道路交通の円滑化と地域住民の生活環境の向上を図るものである。

本事業によって、交通渋滞の緩和と地域の活性化に寄与するなど、事業による効果が発現していることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないとする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

#### (2) 道路事業 小川通（小川工区）

本事業は、隣接する普通河川小川の廃川敷地を一体的に活用し、道路拡幅及び歩道整備を行うことにより、地域交通の安全確保と市街地における土地の有効活用を図るものである。

当初は対面通行での整備予定であったが、通過交通の増加への地元の懸念があったため、説明会を開催して地元の声を聞き、市民とのパートナーシップを図りつつ事業を進めた。

本事業によって、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されたことや

違法駐車が問題となっていた廃川敷地を道路敷地として適切な管理が行えることなど、事業による効果が発現していることから、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないとする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

## 平成30年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業  
 ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業  
 ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率 (H30.3)	対応方針
街路事業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	16.5%	事業継続
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	33.8%	事業継続
道路事業	3	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～ 18.5m	H21	③	10	21.5%	事業継続
河川事業	4	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～ 12.25m	S61	③	33	71.8%	事業休止
	5	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	33	59.3%	事業継続
土地区画整理事業	6	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	35	85.4%	事業継続
	7	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	32	45.8%	事業継続
住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	36	88.6%	事業継続
	9	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	34	78.8%	事業継続

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率 (H30.3)	対応方針
下水道事業	10	下水高度処理施設 整備事業	面積A=13,000ha 処理能力 126.5万m <sup>3</sup> /日	H2	③	29	44.7%	事業継続
	11	合流式下水道 改善対策事業 鳥羽処理区	面積A=5,254ha	S61	③	33	96.6%	事業継続
	12	合流式下水道 改善対策事業 伏見処理区	面積A=815ha	H7	③	24	65.4%	事業継続
	13	浸水対策事業 新川排水区	面積A=143ha	S61	③	33	77.6%	事業継続
	14	浸水対策事業 西羽束師川 第2排水区	面積A=97ha	H8	③	23	80.2%	事業継続

## 平成30年度 事後評価対象事業一覧

## 事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
街路事業	1	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11.0m	H4	①	H25	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
道路事業	2	小川通 (小川工区)	延長 L=270m 幅員 W=9.5～ 11.5m	S55	①	H25	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要